

会 議 録		令和 8 年 6 月 19 日 作成	令和 12 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和 8 年度第 1 回）		
開催日	令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）		
時 間	午後 3 時 30 分から午後 5 時までの間（90 分）		
場 所	京都府南警察署 講堂		
出席者	高岡会長、塩崎副会長、清水委員、高橋委員、図司委員、桑原委員、戸津川委員、 宮田委員、公文委員 （欠席 矢部委員、今村委員） 計 9 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、サイバー対策課長、広聴・相談係長 計 11 人		
諮 問 事 項	「令和 8 年版警察白書南」の回顧と今後の展望について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 諮問事項説明 「令和 8 年版警察白書南」の回顧と今後の展望について～各課長 【委員】先ほど、地域課長から「より一層、制服の見える活動を推進する。」旨の説明があった。素晴らしいことだと感じた。南警察署の地域警察官は、自転車に乗車してパトロールすることはあるのか。 【警察】当署は、基本的には、徒歩、バイク、ミニパト、パトカーによりパトロールをしている。 【委員】例えば、「社長をかたったメールが会社に来た。」というだけで、警察に相談していいものかどうか。この種詐欺メールは頻繁に送られてくることから、切りがなく、どのタイミングで相談すべきか迷うことがある。 【警察】どのタイミングで相談していただいても結構である。 「相談を聞いてほしい。」と思われる方や「まだ被害にあっていないんだけど。」「こんな詐欺メールが来た。」といって相談される方もいらっしゃる。 相談者の中には、受信した時点で、詐欺だと見抜ける方と半信半疑の方の両方がおられる。この種の相談を受けた場合は、「絶対に付き合わないでください。無視してください。」等の指導をさせていただく。いつでも相談はお受		

けるので、どのタイミングでも結構である。但し、「被害に遭った。」「遭ったかもしれない。」と思った場合は、直ちに相談していただきたい。相談していただいて、警察で判断できるものは、指導させていただく。場合によっては時間をかけて確認等させていただく場合もある。したがって、相談のタイミングはというと、詐欺メールに気づいたときに、不安を感じた場合はもちろん、見抜いた場合であっても相談していただければ対応させていただく。

【委員】近所では、暴走族による不必要な空ぶかし騒音、一時不停止、速度超過によるトラックの抜け道走行等が散見され、地元住民としては不安を感じるところである。対策を講じていただければありがたい。

【警察】暴走族に対する捜査を行っている所属もあり、対策は講じている。違反行為を認めた場合は、録画等による証拠化を積み重ねて取締りを行うなど適切に処理する。また、パトカー勤務員や地域警察官が、違反を現認した場合でも、適正に処理ができるよう教養を図っていききたい。一時不停止違反に関しては、取締りができる場所が限られている。取締りができない場所では、警察官の姿を見せて、ドライバーに自重を促すような対策を行っているところである。トラックの抜け道走行については、事業所等に対する管理者対策を図るとともに、登下校時間帯における制服を見せる活動により対策を図っていきたいと考えている。

【委員】本年4月1日に自転車の交通違反にも交通反則通告制度が適用されることとなり、当初は、河原町通で警察官の姿をよく目にしたが、最近では、あまり見かけなくなった印象である。一方、外国人による特定小型原動機付自転車の運転がひどいのをよく目にする。取締りは適切に行われているのか。

【警察】昨年までは、地域警察官による自転車の取締りは多くなく、交通警察官による取締りがほとんどであった。しかしながら、自転車の反則通告制度が導入された本年4月1日を迎えるにあたり、地域警察官を対象とした自転車の取締り要領の指示、教養を図った結果、毎月、一定程度の成果が挙がってくるようになった。一方、特定小型原動機付自転車についても、一定の成果が挙がっているところである。府民の方々に警察官の姿が見えない印象を与えたのであれば、貴重な御意見として承る。現在、河原町通対策として、速度違反の取締り等を計画的に行っており、同取締りの過程で特定小型原動機付自転車及び自転車の違反を現認した場合は、適切に対応をしているところである。

【委員】自転車の「歩道通行可」を示す道路標識には、歩行者と自転車が表示されているが、近所には歩行者のみが表示された標識がある。これは、自転車は通行不可と捉えてよいか。

【警察】場所を確認の上、個別に対応する。

【委員】警察というと、ときには怖い印象もあるが「令和8年版警察白書南」の中のトピックスを見ると、「花いっぱい運動」「安全安心七夕飾り」等の多くの啓発活動をされており、警察に親しみが湧く活動をされていることに関心した。今後も続けていただきたい。

会 議
内 容

【警察】 参考とさせていただきます。

【委員】 他行政区の道路には、自転車通行を示す矢羽根のマークが道路の左側に表示されていることが多い。一方、南区内の道路に矢羽根マークが表示されている所が少ない印象である。

【警察】 矢羽根マークは、自転車が車道を走行するように誘導する目的で表示しているものである。目下、南区内で新たに設置する予定はない。矢羽根マークは道路管理者が設置するものであるため、道路管理者と相談していきたい。参考意見とさせていただきます。

【委員】 自転車の取締りの流れとして、指導警告を行って従わない場合に交通反則切符を交付すると伺ったが、警察官の指導警告に素直に従わないことはあるのか。

【警察】 一時不停止、信号無視等の違反に対しては、警察官による指導警告を受けたにも関わらず、無視して違反を繰り返す場合は、青切符で検挙することがある。一方、傘差し運転、二人乗り運転等に関しては、指導警告をした場合、素直に従っていただいているのが現状である。

【委員】 災害が発生した場合の南警察署の体制に関して、京都市内、京都市外に居住する署員の割合はいかなるものか。

【警察】 概ね、半数以上の署員が京都市内に居住している。非常参集に関して署員情報を把握するため、人事異動期ごとに転入者に対して調査を実施して30分以内、1時間以内、2時間以上などとして、各時間帯での参集可能人員を把握して、災害発生時に備えている。

【委員】 石原交差点の左折矢印信号機の設置、葛野大路九条の信号をLED化していただき、感謝申し上げます。

【警察】 参考とさせていただきます。

4 事務連絡

令和8年度第2回京都府南警察署協議会は、本年9月に実施予定である。

以上

第1回京都府南警察署協議会の開催状況

